

第五回國會議院 大藏委員會會議錄第二十四号

昭和二十四年四月二十八日(木曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長代理 理事宮崎 晴君

理事島村 一郎君 理事塚田十一郎君

理事田中織之進君 理事風早八十二君

岡野 清繁君 佐久間 徹君

前尾繁三郎君 三宅 則義君

吉田 省三君 河田 賢治君

内藤 友明君 河口 陽一君

出席政府委員

大藏政務次官 中野 武雄君

(銀行局長) 愛知 探一君

大藏事務官 原田 富一君

委員外の出席者

大藏事務官 冠木 四郎君

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

四月二十七日

復興金融庫に對する政府出資等に
關する法律案(内閣提出第一三五
号)

同日

引揚者の中小事業融資に關する請願
(足立篤郎君紹介)(第五四二号)

沿岸漁業用資金融通に關する請願
(石原圓吉君紹介)(第五五〇号)

織物消費税法の一部改正に關する請
願(塚田十一郎君紹介)(第五五一
号)

洗濯業者に對する取引高税免除の請
願(三宅則義君紹介)(第五五二号)

織物消費税軽減の請願(阿左美廣治
君紹介)(第五九三号)

第二類第七号 大藏委員會會議錄 第二十四号 昭和二十四年四月二十八日

雪害地方の課税軽減に關する請願
(岡司安正君紹介)(第五九四号)

重要農業生産資材に對する取引高税
免除に關する請願(河口陽一君紹介)
(第五九五号)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

煙草專賣法案(内閣提出第一三三
号)

塩專賣法案(内閣提出第一三三三
号)

復興金融庫に對する政府出資等に
關する法律案(内閣提出第一三五
号)

〇宮澤委員長代理 ただいまり會議
を開きます。昨二十七日日本委員會に付
託に相なりました煙草專賣法案、塩專
賣法案、及び日程の追加として当日同
じく付託に相なりました復興金融庫
に對する政府出資等に關する法律案を
一括議題として、まず政府の説明を求
めます。中野政務次官。

たばこ專賣法案
たばこ專賣法

國会は、煙草專賣法(明治三十七
年法律第十四号)の全部を改正する
この法律を制定する。

第六章 輸出(第四十六條—第五
十條)

第七章 製造たばこ用巻紙(第五
十一條—第六十一條)

第八章 雜則(第六十二條—第七
十條)

第九章 罰則(第七十一條—第七
十九條)

附則

第一章 總則

(定義)

第一條 この法律において「たばこ」
とは、たばこ屬の植物をいう。

2 この法律において「葉たばこ」と
は、たばこの葉をいう。

3 この法律において「製造たばこ」
とは、葉たばこを主原料とし、喫
煙用、かみ用又はかき用に供しう
る状態に製造したものをいう。

4 この法律において「製造たばこ
用巻紙」とは、製造たばこのさや
紙用に製造された紙をいう。

(專賣權)

第二條 たばこ種子の輸入、葉たば
この一手買取、輸入及び販賣、製
造たばこの製造、輸入及び販賣並
びに製造たばこ用巻紙の一手買
取、輸入及び販賣の權能は、國に
專屬する。

(專賣權の實施)

第三條 前條の規定により國に專屬
する權能及びこれに伴う必要な事
項は、この法律及び日本專賣公社
法(昭和二十三年法律第二百五十
五号)の定めるところにより、日

本專賣公社(以下「公社」という。)
に行わせる。

第二章 耕作

(耕作の許可)

第四條 たばこは、公社又は第八條
第一項若しくは第二十六條第一項
の許可を受けた者でなければ耕作
し、又は試作してはならない。

(收納)

第五條 公社は、第十八條第三項の
規定により廃棄するものを除き、
公社の許可を受けてたばこの耕作
をする者(以下「耕作者」という。)
の收穫したすべての葉たばこを收
納する。

2 前項の收納の價格は、毎年公社
が定めて、あらかじめ公告する。

(耕作区域)

第六條 公社は、たばこの耕作区域
を定めて公告する。

(耕作計画)

第七條 公社は、毎年耕作するたば
この種類及び耕作面積を定めて、
あらかじめ公告する。

(許可の申請)

第八條 たばこを耕作しようとする
者は、毎年耕作地の位置及び面
積、たばこの種類並びに乾燥場及
び蔵置場の位置を定め、公社に申
請して、その許可を受けなければ
ならない。

2 耕作者が前項に規定する事項を
変更し、又はその耕作を廃止しよ
うとするときは、公社に申請し
て、その許可を受けなければなら

ない。

3 前項の耕作廃止の許可申請が正
當の事由に基いてなされたとき
は、公社は、葉たばこの生産確保
上著しい支障がない限り、その許
可を拒むことができない。

(許可の制限)

第九條 公社は、左の各号の一に該
當する場合においては、たばこの
耕作を許可しないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処
罰(第七十九條において準用す
る國稅犯則取締法(明治三十三年
法律第六十七号)に基いてさ
れる通告の処分を含む。以下同
じ。され、その処罰の日から二
年を経ない者である場合。但
し、懲役に処せられた者につい
ては、その執行を終り、又は執
行を受けることがなくなつた日
から二年を経ない者である場
合。

二 申請者がこの法律に基いてた
ばこの耕作の許可を取り消さ
れ、取消の日から二年を経ない
者である場合。

三 申請者の耕作の成績が不良で
あつた場合。

四 たばこ耕作上又は取締上不適
當と認める場所に耕作しよう
とする場合。

五 申請面積の著しく少ない場合。

六 その他たばこの耕作上不適當
であると認める場合。

法人が申請者である場合におい

て、その許可を受けなければなら

ない。

ては、前項第一号及び第二号の規定の適用については、法人の代表者もまた申請者とみなす。

3 未成年者又は禁治産者が申請者である場合においては、第一項第一号及び第二号の規定の適用については、その法定代理人もまた申請者とみなす。但し、営業に關し成年者同一の能力を有する未成年者の場合においては、この限りでない。

(耕作の引継)

第十條 耕作者が死亡した場合において、引き続きたばこを耕作しようとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。

(耕作の引継)

第十條 耕作者が死亡した場合において、引き続きたばこを耕作しようとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。

(耕作の引継)

第十條 耕作者が死亡した場合において、引き続きたばこを耕作しようとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。

(耕作の引継)

第十條 耕作者が死亡した場合において、引き続きたばこを耕作しようとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。

(耕作の引継)

第十條 耕作者が死亡した場合において、引き続きたばこを耕作しようとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。

(耕作の引継)

第十條 耕作者が死亡した場合において、引き続きたばこを耕作しようとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。

(耕作の引継)

第十條 耕作者が死亡した場合において、引き続きたばこを耕作しようとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。

は、前項に規定する事項を変更し、又はたばこ苗の育成を廃止しようとする場合に準用する。

4 たばこ苗を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、公社の許可を受けなければならない。

(耕作及び收穫義務)

第十三條 耕作者は、公社の定める方法により耕作し收穫しなければならない。

(査定)

第十四條 公社は、收穫前に、葉たばこの收穫量目又は葉数を査定する。但し、査定の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

2 公社は、前項の規定により査定しようとする場合には、耕作者に対しあらかじめその旨を通知し、又は公告しなければならない。前項但書の規定により査定を省略しようとする場合も、同様とする。

3 耕作者は、第一項の査定の場合に、立ち合わなければならない。若し、正当の事由がなく立ち合わないときは、その査定に対して、第十五條の再査定の申立をすることができない。

(再査定)

第十五條 耕作者は、前條の量目又は葉数の査定に不服があるときは、公社に対して再査定の申立をすることができない。

(再査定)

第十五條 耕作者は、前條の量目又は葉数の査定に不服があるときは、公社に対して再査定の申立をすることができない。

(再査定)

第十五條 耕作者は、前條の量目又は葉数の査定に不服があるときは、公社に対して再査定の申立をすることができない。

(再査定)

第十五條 耕作者は、前條の量目又は葉数の査定に不服があるときは、公社に対して再査定の申立をすることができない。

ときは、公社は、二人以上の査定人を選定し、再査定を行わせて、その量目又は葉数を決定する。この場合において、査定人は、少くともその半数を公社の職員でない者から選定しなければならない。

4 再査定の申立人の主張する葉たばこの量目又は葉数と前項の規定による決定額との差が前條の規定による査定額と前項の規定による決定額との差より大であるときは、再査定に要した費用は、その申立人の負担とする。

(査定の費用)

第十六條 耕作者は、第十四條第一項の規定による査定を受けた後又は同條第二項の規定による査定の省略の通知を受け、又は公告のあつた後でなければ公社の許可を受けなければならない。たばこの幹根を抜き取つてはならない。前條の規定により再査定の申立をした者について、その決定前においても、同様とする。

(收穫後の処置)

第十七條 耕作者は、第二項の規定による許可を受けた場合を除き、一番葉の收穫を終つたときは、直ちにたばこの幹根を抜き取り、その幹に着いている葉たばこを廃棄しなければならない。

(收穫後の処置)

第十七條 耕作者は、第二項の規定による許可を受けた場合を除き、一番葉の收穫を終つたときは、直ちにたばこの幹根を抜き取り、その幹に着いている葉たばこを廃棄しなければならない。

(收穫後の処置)

第十七條 耕作者は、第二項の規定による許可を受けた場合を除き、一番葉の收穫を終つたときは、直ちにたばこの幹根を抜き取り、その幹に着いている葉たばこを廃棄しなければならない。

(收穫後の処置)

第十七條 耕作者は、第二項の規定による許可を受けた場合を除き、一番葉の收穫を終つたときは、直ちにたばこの幹根を抜き取り、その幹に着いている葉たばこを廃棄しなければならない。

(收穫後の処置)

第十七條 耕作者は、第二項の規定による許可を受けた場合を除き、一番葉の收穫を終つたときは、直ちにたばこの幹根を抜き取り、その幹に着いている葉たばこを廃棄しなければならない。

(收穫後の処置)

第十七條 耕作者は、第二項の規定による許可を受けた場合を除き、一番葉の收穫を終つたときは、直ちにたばこの幹根を抜き取り、その幹に着いている葉たばこを廃棄しなければならない。

(納付)
第十八條 耕作者は、その收穫した葉たばこを、公社の定める方法により乾燥調理した後、すべて公社に納付しなければならない。

2 前項の納付の期日及び場所は、公社が定める。

(納付)

第十八條 耕作者は、その收穫した葉たばこを、公社の定める方法により乾燥調理した後、すべて公社に納付しなければならない。

(納付)

第十八條 耕作者は、その收穫した葉たばこを、公社の定める方法により乾燥調理した後、すべて公社に納付しなければならない。

(納付)

第十八條 耕作者は、その收穫した葉たばこを、公社の定める方法により乾燥調理した後、すべて公社に納付しなければならない。

(納付)

第十八條 耕作者は、その收穫した葉たばこを、公社の定める方法により乾燥調理した後、すべて公社に納付しなければならない。

(納付)

第十八條 耕作者は、その收穫した葉たばこを、公社の定める方法により乾燥調理した後、すべて公社に納付しなければならない。

(納付)

第十八條 耕作者は、その收穫した葉たばこを、公社の定める方法により乾燥調理した後、すべて公社に納付しなければならない。

(納付)

第十八條 耕作者は、その收穫した葉たばこを、公社の定める方法により乾燥調理した後、すべて公社に納付しなければならない。

じて算定した額の十倍以下に相当する金額を納付させることができる。

(耕作面積の減少又は耕作廃止)
第二十一條 耕作者が公社の許可を受けずに耕作面積を減少し、又は耕作を廃止したときは、公社は、その減作地又は廃作地において生産すべきであつた葉たばこの價格に相当する金額を納付させることができる。

(耕作面積の減少又は耕作廃止)

第二十一條 耕作者が公社の許可を受けずに耕作面積を減少し、又は耕作を廃止したときは、公社は、その減作地又は廃作地において生産すべきであつた葉たばこの價格に相当する金額を納付させることができる。

(耕作面積の減少又は耕作廃止)

第二十一條 耕作者が公社の許可を受けずに耕作面積を減少し、又は耕作を廃止したときは、公社は、その減作地又は廃作地において生産すべきであつた葉たばこの價格に相当する金額を納付させることができる。

(耕作面積の減少又は耕作廃止)

第二十一條 耕作者が公社の許可を受けずに耕作面積を減少し、又は耕作を廃止したときは、公社は、その減作地又は廃作地において生産すべきであつた葉たばこの價格に相当する金額を納付させることができる。

(耕作面積の減少又は耕作廃止)

第二十一條 耕作者が公社の許可を受けずに耕作面積を減少し、又は耕作を廃止したときは、公社は、その減作地又は廃作地において生産すべきであつた葉たばこの價格に相当する金額を納付させることができる。

(耕作面積の減少又は耕作廃止)

第二十一條 耕作者が公社の許可を受けずに耕作面積を減少し、又は耕作を廃止したときは、公社は、その減作地又は廃作地において生産すべきであつた葉たばこの價格に相当する金額を納付させることができる。

(耕作面積の減少又は耕作廃止)

第二十一條 耕作者が公社の許可を受けずに耕作面積を減少し、又は耕作を廃止したときは、公社は、その減作地又は廃作地において生産すべきであつた葉たばこの價格に相当する金額を納付させることができる。

(耕作面積の減少又は耕作廃止)

第二十一條 耕作者が公社の許可を受けずに耕作面積を減少し、又は耕作を廃止したときは、公社は、その減作地又は廃作地において生産すべきであつた葉たばこの價格に相当する金額を納付させることができる。

第二十三條 耕作者の葉たばこは、その耕作地、乾燥場、貯置場又は公社の定める納付場所へ運送する外、他へ運送してはならない。

2 公社は、必要と認めるときは、耕作者に対して、葉たばこの運送の通路及び時間を指示することができる。

(災害補償)

第二十四條 耕作者の耕作したたばこ又は收穫した葉たばこが風害、水害、虫害、ひょう害、干害、病害その他の災害にかかり、著しい損害を受けたときは、公社は、大蔵令の定めるところにより、その耕作者に損害の一部に対する補償金を交付することができる。

(災害補償)

第二十四條 耕作者の耕作したたばこ又は收穫した葉たばこが風害、水害、虫害、ひょう害、干害、病害その他の災害にかかり、著しい損害を受けたときは、公社は、大蔵令の定めるところにより、その耕作者に損害の一部に対する補償金を交付することができる。

(災害補償)

第二十四條 耕作者の耕作したたばこ又は收穫した葉たばこが風害、水害、虫害、ひょう害、干害、病害その他の災害にかかり、著しい損害を受けたときは、公社は、大蔵令の定めるところにより、その耕作者に損害の一部に対する補償金を交付することができる。

(災害補償)

第二十四條 耕作者の耕作したたばこ又は收穫した葉たばこが風害、水害、虫害、ひょう害、干害、病害その他の災害にかかり、著しい損害を受けたときは、公社は、大蔵令の定めるところにより、その耕作者に損害の一部に対する補償金を交付することができる。

(災害補償)

第二十四條 耕作者の耕作したたばこ又は收穫した葉たばこが風害、水害、虫害、ひょう害、干害、病害その他の災害にかかり、著しい損害を受けたときは、公社は、大蔵令の定めるところにより、その耕作者に損害の一部に対する補償金を交付することができる。

(災害補償)

第二十四條 耕作者の耕作したたばこ又は收穫した葉たばこが風害、水害、虫害、ひょう害、干害、病害その他の災害にかかり、著しい損害を受けたときは、公社は、大蔵令の定めるところにより、その耕作者に損害の一部に対する補償金を交付することができる。

(災害補償)

第二十四條 耕作者の耕作したたばこ又は收穫した葉たばこが風害、水害、虫害、ひょう害、干害、病害その他の災害にかかり、著しい損害を受けたときは、公社は、大蔵令の定めるところにより、その耕作者に損害の一部に対する補償金を交付することができる。

(耕作者の団体)

第二十五條 公社は、耕作者の組織する団体又はその連合体に対し、公社の事務の一部を委託し、又はたばこ耕作の健全な発達を図るため必要な指示をすることができ、る。

2 公社は、前項の規定による委託又は指示を受けた団体又はその連合体に対し、大蔵省令の定めるところにより、交付金を交付することができ、る。

(試作)

第二十六條 たばこを試作しようとする者は、その試作ごとに試作地の位置及び面積、たばこの種類並びに乾燥場及び貯蔵場の位置を定め、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

2 第五條、第八條第二項及び第三項、第九條(第一項第五号を除く)、第十條から第十二條まで、第十八條、第十九條第一項、第二十二條並びに第二十三條の規定は、前項の場合に準用する。

第三章 製造

(製造)

第二十七條 製造たばこは、公社でなければ、製造してはならない。

第四章 輸入

(輸入)

第二十八條 たばこ種子、葉たばこ又は製造たばこは、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。但し、健康上又は習慣上欠くことのできない製造たばこについては、その自用者は、公社の許可を受けて、その輸入をすることができ、る。

第五章 販賣

(小賣人)

第二十九條 公社は、その指定した製造たばこの小賣人(以下「小賣人」という。)に製造たばこを販賣させることができる。

2 公社又は小賣人でなければ、製造たばこを販賣してはならない。

(指定の申請)

第三十條 小賣人となりとする者は、営業所の位置を定め、公社に申請して、営業ごとにその指定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

(指定の略図)

一 製造たばこの取扱の予定高及びこれに充てることができる資金の総額

(指定の略図)

三 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類

(指定の略図)

四 法人である場合には、その資本金額及び役員の名

(指定の略図)

3 小賣人が営業所の位置を変更しようとするときは、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

(指定の制限)

第三十一條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、小賣人の指定をしないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて小賣人の指定を取り消され、その取消の日から二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いて小賣人の指定を取り消され、その取消の日から二年を経ない者である場合。

三 営業所の位置又は設備が製造たばこの小賣業を営むのに不適当と認められる場合。

四 製造たばこの取扱の予定高が公社の定める標準に達せず、その他著しく不適当と認められる場合。

五 営業所で事業として製造たばこの品質保持上不適当な物品を取り扱っている場合。

六 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が著しく薄弱であると認められる場合。

2 第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号及び第二号」とあるのは、それぞれ第三十一條第一項第一号、第二号及び第六号」と読み替へるものとする。

(指定の期間及び指定書の交付)

第三十二條 小賣人の指定は、営業所ごとに三年以内の期間を定めて行う。

2 公社は、小賣人の指定をした場合には、これに対し指定書を交付する。

3 公社は、第一項の期間が満了した場合において引き続き指定することを適当と認めるときは、第三十條の申請をまたないで、その指定をすることができ、る。

(小賣人の相続)

第三十三條 小賣人が死亡した場合において、引き続きその営業所で小賣人となりとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

(定價)

第三十四條 公社は、大蔵大臣の認可を受け、製造たばこの小賣定價を定めて公告する。

2 前項の規定は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用を妨げるものではない。

3 小賣人は、第一項の小賣定價に準ずるべき製造たばこを販賣してはならない。

(揭示義務)

第三十五條 小賣人は、その営業所に、製造たばこの小賣定價表を掲げなければならない。

(帳簿、報告及び届出)

第三十六條 小賣人は、帳簿を作製し、公社の定める事項を記載しなければならない。

2 小賣人は、公社の指示するところにより、業務に関する報告を公社に提出しなければならない。

3 小賣人は、住所、氏名若しくは名称又は第三十條第二項に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

(買受販賣制限)

第三十七條 小賣人は、販賣のために公社以外の者から製造たばこを譲り受けてはならない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 廃業その他の事由により、営業を継続することのできなくなつた小賣人から譲り受けるとき。

二 競落により取得するとき。

2 小賣人は、前項各号の場合においては、遅滞なくその旨を公社に報告しなければならない。

(販賣禁止)

第三十八條 小賣人は、製造たばこの包装若しくはその内容を改変し、又は包装の破損し、若しくは汚染した製造たばこを販賣してはならない。

(指示)

第三十九條 公社は、小賣人に対し、小賣人の営業所の設備、営業所に備えて置くべき製造たばこの品種別数量、製造たばこの保存及び販賣の方法その他販賣に関する事項について指示をすることができ、る。

2 公社は、小賣人の組織する団体又はその連合体に対し、製造たばこ小賣業の健全な発達を図るために必要な事項を指示することができる。

(差益及び差損)

第四十條 公社は、製造たばこの小賣定價を改定した場合において、現に小賣人の所有する製造たばこから生ずる差益又は差損の全部又は一部を小賣人に納付させ、又は

二 申請者がこの法律に基いて巻紙製造の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者である場合。

三 製造場又は設置場の設備が巻紙を製造するのに不適当と認められる場合。

四 巻紙の製造予定高が公社の定める標準に達しない場合。

五 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が著しく薄弱であると認められる場合。

第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号及び第二号」及び「第一項第一号及び第二号」とあるのはそれぞれ「第五十二條第一項第一号、第二号及び第五号」と読み替へるものとする。

(製造)

第五十三條 公社は、その許可を受けて巻紙を製造する者以下「巻紙製造者」という。に対し、製造場ごとに毎年その製造予定高を定めて通知しなければならない。

(納付)

第五十四條 公社は、巻紙製造者の製造したすべての巻紙を收納する。但し、第五十五條第三項の規定により処理するものについては、この限りでない。

五 公社は、巻紙の品質、規格及び收納価格を定める。

第五十五條 巻紙製造者は、その製造した巻紙を、すべて公社に納付しなければならない。

二 前項の納付の期日及び場所は、公社が定める。

三 巻紙製造者は、その製造した巻紙で公社へ納付するに適しないものを、公社の指示するところにより、処理しなければならない。

(検査)

第五十六條 公社は、巻紙製造者の納付した巻紙の品質及び規格を検査し、その品質及び規格に相当する收納代金を支拂う。

(帳簿及び届出)

第五十七條 巻紙製造者は、帳簿を作成し、公社の定める事項を記載しなければならない。

(製造の休止及び廃止)

第五十八條 巻紙製造者は、巻紙の製造を休止し、又は廃止しようとするときは、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

(許可の取消)

第五十九條 公社は、巻紙製造者が左の各号の一に該当するときは、製造の許可を取り消すことができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 正当の事由がなくて、巻紙の製造について公社の定めた方法によらないとき。

三 第五十二條第一項第五号に該当するに至つたとき。

四 正当の事由がなくて、引き続き六月以上巻紙の製造を休止したとき又は製造高が公社の定める予定高に比し著しく不足するとき。

五 第五十七條の帳簿又は届出に虚偽の記載があつたとき。

第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号及び第二号」及び「第一項第一号及び第二号」とあるのはそれぞれ「第五十九條第一項第一号から第三号まで」と、「申請者」とあるのは「巻紙製造者」と読み替へるものとする。

第一項の規定により許可を取り消した場合においては、公社は、必要と認めるときは、巻紙製造者であつた者に一定の期間内製造その他の行為を継続させることができる。この場合においては、その継続の期間内は、巻紙製造者となす。

第四十四條の規定は、第一項の規定による許可の取消に準用する。

(販賣)

第六十條 巻紙は、公社又は小賣人でなければ販賣してはならない。

第六十一條 公社は、巻紙を輸出し、又は輸出のため、これを賣り渡すことができる。

第六十二條 公社は、農産物の製造の用に供する目的その他の目的に充てるため、葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこのくすを賣り渡すことができる。

第六十三條 公社は、葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこのくすを賣り渡すときは、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。

第八節 雜則

(特別賣渡)

第六十四條 公社は、見本又は標本に供する場合においては、たばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙を交付し、又はその輸入を許可することができる。

(器具機械の製作等の制限)

第六十五條 製造たばこの製造用器具機械は、公社又は公社の許可を受けた者でなければ、製作し、販賣し、輸出し、又は輸入してはならない。

第六十六條 何人も、この法律の規定により認められた場合を除く外、たばこ種子、たばこ苗、たばこ、葉たばこ、公社の賣り渡さない製造たばこ若しくは巻紙又は製造たばこの製造用器具機械を所有

たばこのくす又は巻紙を賣り渡す場合において、特に必要があると認めるときは、その代金の延納を許可することができる。

二 前項の規定により代金の延納を許可する場合においては、公社は、大蔵大臣の承認を受けて、又はこれをしなければならぬ。

(見本及び標本)

第六十四條 公社は、見本又は標本に供する場合においては、たばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙を交付し、又はその輸入を許可することができる。

三 前項の規定により、交付又は輸入の許可を受けたたばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙は、見本又は標本に供する場合の外、公社の許可を受けなければ処分してはならない。

第六十五條 製造たばこの製造用器具機械は、公社又は公社の許可を受けた者でなければ、製作し、販賣し、輸出し、又は輸入してはならない。

(所有等の制限)

第六十六條 何人も、この法律の規定により認められた場合を除く外、たばこ種子、たばこ苗、たばこ、葉たばこ、公社の賣り渡さない製造たばこ若しくは巻紙又は製造たばこの製造用器具機械を所有

たばこのくす又は巻紙を賣り渡す場合において、特に必要があると認めるときは、その代金の延納を許可することができる。

し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し、正当の事由により、これを所有し、又は所持する場合、この限りでない。

2 この法律により没収する場合を除く外、公社は、前項に該当する物件を廃棄させ、又は自ら廃棄し、その他必要な処分をすることができ。

(代用品の製造及び販賣禁止)

第六十七條 何人も、營業の目的をもつて、製造たばこに代用する物品を製造し、又は販賣してはならない。

(法律違反者に対する許可取消)

第六十八條 耕作者、公社の許可を受けてたばこの試作をする者(以下「試作者」という。)又は製造たばこの製造用器具機械の製作者、販賣者、輸出者若しくは輸入者がこの法律の規定に違反したときは、公社は、その耕作、試作、製作、販賣、輸出又は輸入の許可を取り消すことができる。

2 第四十四條の規定は、前項の規定による許可の取消に準用する。

(立入検査)

第六十九條 公社は、その職員をして左に掲げる場所に立ち入り、たばこ種子、たばこ苗、たばこ、葉、製造たばこ、巻紙、製造たばこの製造用器具機械、帳簿又は書類を検査させることができる。

一 たばこの苗床、耕作地若しくは試作地、葉たばこの乾燥場若しくは蔵置場又は耕作者若しくは試作者の住所、事務所若しくは營業所

は營業所

二 たばこ種子、葉たばこ、製造たばこ、巻紙若しくは製造たばこの製造用器具機械の輸入者、小賣人、輸出のため葉たばこ、製造たばこ若しくは巻紙を買い受けた者、巻紙製造者、第六十二條の規定により葉たばこ、製造たばこ若しくはこれらのかずを買い受けた者又は製造たばこの製造用器具機械の製造者、販賣者若しくは輸出者の事務所、營業所、工場、事業場又は倉庫(製造たばこの製造用器具機械の蔵置場を含む。)

2 当該職員は、前項の規定による立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(強制徴収)

第七十條 第十五條第四項、第十九條第五項、第二十條、第二十一條第一項、第四十條第一項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)、及び第五十條(第六十一條第二項において準用する場合を含む。)(の規定により、公社は納付すべき金額は、國稅滯納処分(の例により徴収することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。)

第九章 罰則

第七十一條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四條、第十二條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)、第三十七條第

一項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)、第四十八條第一項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。)、第六十二條第二項、第六十五條第一項、第六十六條第一項又は第六十七條の規定に違反した者

二 許可を受けた耕作地若しくは試作地の位置以外の場所、又は許可を受けた面積をこえてたばこを耕作し、又は試作した耕作者又は試作者

三 公社に納付しなければならぬ葉たばこ又は巻紙を消費し、又は隠した者

四 第二十七條又は第五十一條第一項の規定に違反して、製造たばこ若しくは巻紙を製造し、又はこれらの製造の準備をした者

五 第二十九條第二項又は第六十條第一項の規定に違反して、製造たばこ若しくは巻紙を販賣し、又はこれらの販賣の準備をした者

六 第四十八條第一項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して譲り渡された葉たばこ又は製造たばこ(第六十一條第二項において準用する場合、巻紙)を譲り受けた者

七 第六十二條第二項の規定に違反して譲り渡された葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこのかすを譲り受け

た者

こ、製造たばこ又は巻紙の輸入をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。但し、輸入したたばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙の價額の十倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該價額の十倍以下とする。

2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者は、同項の例による。

3 第一項の價額は、そのたばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙の生産地又は仕入地における原價に、荷造費、運送費、保険料その他輸入地に到着するまでの諸費及び輸入税に相当する金額を加えたものとする。

第七十三條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十六條、第三十四條第三項(第六十條第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條(第六十條第二項において準用する場合を含む。)、第四十八條第二項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。)、第五十五條第三項又は第五十八條第三項の規定に違反した者

二 許可を受けない種類のたばこを耕作し又は試作した耕作者又は試作者

三 第十條第二項(第二十六條第三項において準用する場合を含む。)(の規定に違反してたばこの耕作又は試作を引き継いだ者、

四 許可を受けないでたばこ苗を

育成し、又は許可を受けた苗床の位置以外の場所、若しくは許可を受けた坪数をこえてたばこ苗を育成した耕作者又は試作者

五 許可を受けた乾燥場又は蔵置場以外の場所、葉たばこを乾燥し、又は蔵置した耕作者又は試作者

六 第十七條第二項の規定に違反して、たばこ種子を採取し、又は二番葉を收穫した者

七 第二十三條(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)(以下この号において同じ。)(第一項の規定に違反し、又は第二十三條第二項の規定による公社の指示に違反して葉たばこを運送した者

八 第三十條第三項又は第四項の規定に違反して、營業所の位置を変更し、又は製造たばこの出張販賣をした者

九 正当の事由がなくして第三十九條第一項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)(の規定による公社の指示に違反した者

十 第五十一條第四項の規定に違反して、同條第二項に規定する事項を変更した者

十一 第五十八條第一項の規定に違反して、巻紙の製造を休止し、又は廃止した者

第七十四條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)

法律施行の日から二月を経過した日又は公社の總裁の推薦に基いて第七十九條第二項若しくは第三項の規定による指定のあつた日において効力を失う。

12 この法律施行前に政府の賣り渡した葉たばこ、製造たばこ及び巻紙は、この法律により公社の賣り渡したものとみなす。

13 第三十四條第二項（第四十六條第三項及び第六十條第二項において準用する場合を含む。）の財政法第三條には、財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）が効力を有する間は、同法を含むものとする。

14 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第三号を次のように改める。

三 たばこ専賣法（昭和二十四年法律第 号）第二十五條及び第三十九條第二項
及び第三十九條第二項
日本専賣公社法の一部を次のように改正する。

第一條中「煙草専賣法（明治三十七年法律第十四号）煙草専賣法（明治三十八年法律第十一号）及び粗製煙草、樟腦油専賣法（明治三十六年法律第五号）」を「たばこ専賣法（昭和二十四年法律第 号）、煙草専賣法（昭和二十四年法律第 号）及び粗製煙草、樟腦油専賣法（昭和二十四年法律第 号）」に改める。

第二十七條中「たばこ」を「製造たばこ」に、「たばこ用巻紙」を「製造たばこ用巻紙」に改め、同條

第一号、第三号及び第六号中「しよ、腦油」を「しよ、腦原油」に改め、同條第二号中「及び塩」を「塩及びにがり」に改め、同條第四号及び第五号中「粗製しよ、腦」を「しよ、腦」に改め、同條第六号中「塩」の下に「にがり」を加える。

第二十七條第七号及び第四十五條第一項第一号中「煙草専賣法、煙草専賣法及び粗製煙草、樟腦油専賣法」を「たばこ専賣法、煙草専賣法及びしよ、腦専賣法」に改める。

塩専賣法案

國会は、塩専賣法（明治三十八年法律第十一号）の全部を改正するこの法律を制定する。

目次

第一章 總則（第一條—第三條）
第二章 製造（第四條—第二十一條）

第三章 輸入（第二十二條）
第四章 販賣（第二十三條—第四十條）

第五章 輸出（第四十一條）
第六章 雜則（第四十二條—第四十六條）

第七章 罰則（第四十七條—第五十五條）

附則
第一章 總則

（定義）
第一條 この法律において「塩」とは、塩化ナトリウムの含有量が百分の四十以上の固形物をいう。但し、チリ硝石、カイニット、シルゲイニットその他大蔵省令で定める鉱物を除く。

2 この法律において「にがり」とは、塩を製造する際、かん水から塩を析出した母液又は残液をいう。

3 この法律において「かん水」とは、海水又はかん泉に操作を加えた液体で、その含有固形物中に塩化ナトリウムを百分の五十以上含有し、攝氏十五度における比重がボーメ比重計指度五度以上であるものをいう。

4 この法律において塩の「再製」とは、自己の用に供する場合を除き、塩の利用價值を高めるため塩を溶解しその溶解した物に操作を加えて、再び塩を製造することをいう。

5 この法律において塩の「加工」とは、自己の用に供する場合を除き、塩の利用價值を高めるためこれを焼き、洗い、くだし、圧さくする等溶解以外の方法により塩の形状を変え、又はその不純物を除去若しくは変質させることをいう。

（製造の許可）
第四條 塩、にがり又はかん水は、公社又は第六條第一項の許可を受けた者でなければ製造（再製を除く。以下同じ）してはならない。

（收納）
第五條 公社は、その許可を受けて塩又はにがりを製造する者の製造したすべての塩又はにがりを收納する。但し、許可を受けて塩を製造する者及びその従業者が使用する塩で大蔵省令の定めるものについては、この限りでない。

2 前項の收納の價格は、公社が定めて、あらかじめ公告する。

（許可の申請）
第六條 塩、にがり又はかん水を製造しようとする者は、製品の種類、製造の方法、製造場及び貯蔵所の規模及び位置並びに一箇年の製造能力を定め、公社に申請し、製造場ごとにその許可を受けなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 製造場及び貯蔵所の設備の構造

二 製造着手の予定日及び年間に於ける操業の時期

三 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類

四 法人である場合には、その資本金額及び役員の名

五 第一項に規定する事項を変更しようとするときは、公社の許可を受けなければならない。

（許可の制限）
第七條 公社は、左の各号の一に該

当する場合においては、塩、にがり又はかん水の製造を許可しないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処罰（第五十五條において準用する國稅犯取締法（明治三十三年法律第六十七号）に基いてされる通告の処分を含む。以下同じ。）され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役は処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いて製造の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者である場合。

三 申請者が塩の販賣の業務を営んでいる場合。

四 製造場の位置若しくは設備又は製造方法が製造上又は取締上不適當と認められる場合。

五 一箇年の製造能力が公社の定める標準に達しない場合。

六 塩の需給調整上製造數量を制限する必要がある場合。

七 法人が申請者である場合においては、前項第二号から第三号までの規定の適用については、法人の代表者もまた申請者とみなす。

八 未成年者又は禁治産者が申請者である場合においては、第一項第一号から第三号までの規定の適用については、その法定代理人もまた申請者とみなす。但し、營業に關し未成年者と同一

の能力を有する未成年者の場合
においては、この限りでない。

(製造の引継)

第八條 公社の許可を受けて塩、に
がり又はかん水を製造する者、(以
下製造者という)が死亡した場
合において、引き継いで塩、に
がり又はかん水の製造をしようとする
相續人は、遅滞なくその旨を公
社に届け出なければならない。

2 前項の外、製造者の塩、にがり
又はかん水の製造を引き継ごうと
する者は、公社の許可を受けなけ
ればならない。

3 前條第一項第一号から第三号ま
で及び第二項並びに第三項の規定
は、前項の許可について準用す
る。

(製造の制限)

第九條 公社は、塩、にがり又はか
ん水の供給調整上必要があるとき
は、製造者に対し、塩、にがり又
はかん水の製造数量を制限するこ
とができる。

(指示)

第十條 公社は、製造者に対し、
塩、にがり又はかん水の製造又は
貯蔵について指示することができ
る。

(届出)

第十一條 製造者は、住所、氏名若
しくは名称又は第六條第二項に掲
げる事項に変更があつたときは、
遅滞なくその旨を公社に届け出な
ければならない。

2 製造者は、災害その他の事故に
因り、塩、にがり若しくはかん水
又は製造場所若しくは貯蔵所に損害
を受けたときは、遅滞なく損害の

原因及び程度を公社に届け出なけ
ればならない。

(廃止及び休止)

第十二條 製造者は、その製造場
における製造を廃止しようとするこ
ときは、公社の許可を受けなければ
ならない。

2 前項の製造の廃止の許可申請が
正当の事由に基いてなされたとき
は、公社は、その年における塩の
製造数量の確保上著しい支障がな
い限り、その許可を拒むことがで
きない。

3 製造者は、製造を休止し、又は
休止後改めて製造に着手しようと
する製造場があるときは、事由を
具して公社に届け出なければなら
ない。

(帳簿及び報告)

第十三條 製造者は、帳簿を作製
し、公社の定める事項を記載しな
ければならない。

(納付)

第十四條 製造者は、第五條第一項
但書に該当する場合を除き、その
製造した塩及びにがりを、すべて
公社に納付しなければならない。

2 公社は、製造者に対し、前項の
納付の期日、場所及び運搬道路並
びに塩の包装方法を指示するこ
とができる。

3 公社は、製造者の納付する塩又
はにがりの品質が著しく粗悪な場
合は、更に必要な処理をした上納
付するよう指示することができ
る。

4 公社は、製造者に対し、第一項の
規定により納付しなければならない
塩又はにがりを公社の指定した
者に引き渡すように指示すること
ができる。この場合においては、
公社が引渡を指示したときは、同
項の規定による納付があつたもの
とみなす。

(鑑定及び再鑑定)

第十五條 公社は、製造者の納付(前
條第四項の規定により納付があつ
たものとみなされる場合を含む)
した塩又はにがりの品質又は等級
を鑑定し、その品質又は等級に相
当する収納代金を支拂う。

2 製造者は、前項の鑑定に不服が
あるときは、公社に対して再鑑定
を求めることができる。

3 前項の再鑑定の申立は、収納代
金の請求前にしなければならない。
4 再鑑定の申立があつたときは、
公社は、二人以上の鑑定人を選定
し、再鑑定を行わせて、その品質
又は等級を決定する。この場合に
おいて、鑑定人は、少くともその
半数を公社の職員でないものから
選定しなければならない。

5 再鑑定による塩又はにがりの品
質又は等級が第一項の鑑定による
品質又は等級より上位の品質又は
等級とならないときは、再鑑定に
要した費用は、その申立人の負担
とする。

6 公社は、第二項の規定による再
鑑定の申立があつた場合において
は、その決定があるまで収納代金
を支拂わないことができる。

(災害補償)

第十六條 製造者が津波の害、風水
害、震害その他の災害に因り、
塩、にがり又はかん水について滅
失、損傷その他の事由に因る損害
を受けたときは、公社は、大蔵省
令の定めるところにより、その製
造者にその損害の一部に対する補
償金を交付することができる。

(製造者の団体)

第十七條 公社は、製造者又は製塩
施設の所有者の組織する団体又は
その連合体に対し、公社の事務の
一部を委託し、又は製塩事業の健
全な発達を図るため必要な指示を
することができる。

2 公社は、前項の規定により委託
又は指示を受けた団体又はその連
合体に対し、大蔵省令の定めると
ころにより、交付金を交付するこ
とができる。

(許可の取消)

第十八條 公社は、製造者が左の各
号の二に該当するときは、製造の
許可を取り消すことができる。
一 この法律の規定に違反したと
き。

二 この法律に基いて公社の指示
した事項に従わないとき。

三 第七條第一項第三号に該当す
るに至つたとき。

四 正当の事由がなく一年以上
製造をしないとき。

2 第七條第二項及び第三項の規定
は、前項の場合に準用する。この
場合において「申請者」とあるのは
「製造者」と読み替へるものとす
る。

(製造後の処理)

第二十條 製造者がその許可を取り
消され、又はその製造を廃止した
場合において塩、にがり又はかん
水が現在あるときは、その現存す
る物については、その者をなお製
造者とみなす。

(再製及び加工)

第二十一條 公社又は公社の委託を
受けた者でなければ、塩を再製
し、又は加工してはならない。

2 藥事法(昭和二十三年法律第百
九十七号)の規定に基いて第一條
第一項の規定に該当する医薬品を
製造する者は、前項の規定にかか
らず、公社の許可を受け、公
社の賣り渡した塩を医薬品とする
目的をもつて再製又は加工するこ
とができる。

第三章 輸入

(輸入)
第二十二條 塩及びにがりは、公社
又は公社の委託を受けた者でなけ
れば輸入してはならない。但し、
旅行者が自己の用に供するため携
帶する塩又はにがりであつて大蔵
省令の定めるものについては、こ
の限りでない。

第四章 販賣

(販賣)
第二十三條 公社は、その指定した
塩の元賣人又は小賣人(以下「販賣

人」といふ。をして塩を販賣せしめることができる。

2 公社又は販賣人でなければ、塩を販賣してはならない。但し、藥事法第二條第四項第一号に該當する物又はこれをもつて製造若しくは調劑した物については、この限りでない。

3 塩元賣人は、公社から塩を買い受け、塩小賣人に販賣するものとする。但し、大蔵省令の定める数量をこえるときは、直接消費者に販賣することができる。

4 塩小賣人は、塩元賣人から塩を買い受け、消費者に販賣するものとする。

5 公社又は公社の委託を受けた者でなければ、にがりを販賣してはならない。

(指定の申請)

第二十四條 販賣人とならうとする者は、元賣人又は小賣人の別並びに營業所及び貯藏所の位置を定め、公社に申請して、その指定を受けなければならない。

2 前項の指定申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 貯藏所の設備の構造
- 二 販賣品種
- 三 一箇年の販賣予定数量
- 四 販賣に充てることができる資金の總額
- 五 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類
- 六 法人である場合には、その資本金額及び役員の名
- 7 第一項に規定する事項を変更しようとするときは、公社の許可を

受けなければならない。營業所又は貯藏所を設置又は廃止しようとするときも、同様とする。

(指定の制限)

第二十五條 公社は、左の各号の一に該當する場合においては、販賣人の指定をしないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処罰され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いて販賣人の指定を取り消され、その取消の日から二年を経ない者である場合。

三 申請者が製造者又は塩の再製、加工若しくは輸入の委託を受けた者である場合その他事業として取締上下適當な物品を取り扱っている場合。

四 申請者が元賣人と小賣人とを兼ねようとする場合。

五 營業所又は貯藏所の設備が塩の販賣業を営むのに不適當と認められる場合。

六 塩の販賣予定数量が公社の定める標準に達せず、その他著しく不適當と認められる場合。

七 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が著しく薄弱であると認められる場合。

2 第七條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号から第三号まで」及び「第一項第一号から第三号まで」とあるのはそれぞれ「第二十五條第一項第一号から第四号まで及び第七号」と読み替へるものとする。

(指定の期間及び指定書の交付)

第二十六條 販賣人の指定は、三年以内の期間を定めて行ふ。

2 公社は、販賣人の指定をした場合には、これに對し指定書を交付する。

第三号まで」とあるのはそれぞれ「第二十五條第一項第一号から第四号まで及び第七号」と読み替へるものとする。

(指定の期間及び指定書の交付)

第二十六條 販賣人の指定は、三年以内の期間を定めて行ふ。

2 公社は、販賣人の指定をした場合には、これに對し指定書を交付する。

3 公社は、第一項の期間が満了した場合において、引き続き指定することを適當と認めるときは、第二十四條の申請をまたないで、その指定をすることができる。

(販賣の引継)

第二十七條 販賣人が死亡した場合において、引き続き塩の販賣をしようとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

2 前項の外、塩の販賣を引き継ぐとする者は、公社の許可を受けなければならない。

3 第二十五條第一項第一号から第四号まで及び第七号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(公社の賣渡價格)

第二十八條 公社は、大蔵大臣の認可を受けて、塩及びにがりの公社の賣渡價格を定めて公告する。

2 前項の規定は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用を妨げるものではない。

(特別價格)

第二十九條 公社は、か性ソーダ、ソーダ灰その他政令で指定する化学製品の製造の用に供する者に塩を賣り渡す場合においては、前條の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて同條第一項の賣渡價格より低い價格(以下特別價格といふ)でこれを賣り渡すことができる。

学製品の製造の用に供する者に塩を賣り渡す場合においては、前條の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて同條第一項の賣渡價格より低い價格(以下特別價格といふ)でこれを賣り渡すことができる。

2 公社は、前項の規定により特別價格で塩を賣り渡した者に対し、帳簿の作製、報告の提出その他必要な指示をすることができる。第四項の規定による許可を受け譲り渡した塩を前項の用に供するため譲り受けた者についても、同様とする。

3 公社は、第一項に該當する者に特別價格で塩を賣り渡す場合においては、大蔵省令の定めるところにより、その特別價格と前條第一項の賣渡價格との差額の全部又は一部に相當する担保を提供させることができる。

4 第一項の用に供するため特別價格で買ひ受けた塩について、その目的を変更しようとするときは、これを他に譲り渡そうとするときは、公社の許可を受けなければならない。この場合においては、公社は、他の第一項に該當する者に譲り渡す場合を除き、特別價格と前條第一項の賣渡價格との差額に相當する金額を徴収する。

5 特別價格以外の價格で買ひ受けた塩が第一項の用に供されたときは、公社は、その用に供した者に対し、大蔵省令の定めるところにより、特別價格と前條第一項の賣渡價格との差額の全部又は一部に相當する金額の交付金を交付する。

6 公社は、第一号又は第二号に該當する場合においては、特別價格と前條第一項の賣渡價格との差額に賣渡數量(第二号の場合には、不足した數量)を乗じて得た金額の二倍、第三号に該當する場合においては、虚偽の書類又は陳述に基き受けた交付金額の二倍に相當する金額の範圍内で追徴金を徴収する。

一 特別價格で買ひ受けた塩について、公社の許可を受けないでその目的を変更した場合又は他に譲り渡した場合。

二 特別價格で買ひ受けた塩について、その目的に充てた數量が賣渡數量に對し正当の事由がなく不足した場合。

三 虚偽の書類又は陳述により第五項の交付金を受けた場合。

(保管料)

第三十條 公社は、公社から塩又はにがりを買ひ受けた者が公社の定める引取期限までにこれを引き取らないときは、相當の保管料を徴収することができる。但し、自己の責に帰することができない事由に因り引取をすることのできない日數に對しては、この限りでない。

(代金の延納)

第三十一條 公社は、公社から塩又はにがりを買ひ受ける者に対し、その代金を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、確實な担保を徴し、その代金の延納を許可することができる。

2 公社は、大蔵省令の定めるところ

るにより、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、担保の全部又は一部の提供を免除することができる。

3 第一項の場合において、その代金を支拂期日までに支拂わないときは、公社は、大蔵省令の定めるところにより、遅延利息を徴収することができる。

4 公社は、第一項の規定により延納を許可した者について、延納継続の必要がないと認めるとき又は延納の継続を著しく不適当と認めるときは、延納の許可を取り消すことができる。

(販賣手数料)

第三十二條 公社は、元賣人及び小賣人に対し、それぞれ塩の販賣に当り第二十八條第一項の賣渡價格に加算すべき販賣手数料を定めて指示することができる。

第三十三條 公社は、大蔵省令の定めるところにより、元賣人以外のもの(第二十九條第一項に該当する者を除く)に塩を賣り渡す場合においては、第二十八條の規定にかかわらず、同條第一項の賣渡價格に元賣人又は小賣人の販賣手数料を加算した額の範囲内でこれを賣り渡すことができる。

(買受販賣制限)

第三十四條 元賣人は、公社以外の者から、小賣人は、公社及び元賣人以外の者から、販賣のために塩を譲り受けてはならない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 廃業その他の事由により営業を継続することのできなくなつ

た元賣人又は小賣人から、それぞれ元賣人又は小賣人が譲り受けるとき。

二 競落により取得するとき。

3 販賣人は、前項各号の場合においては、遅滞なくその旨を公社に報告しなければならない。

(混和禁止)

第三十五條 販賣人は、その販賣する塩に他物を混和してはならない。

2 販賣人は、他物の混和した塩を販賣してはならない。但し、自己の責に帰することができない事由に因り他物が混和した塩について公社の許可を受けた場合は、この限りでない。

(指示)

第三十六條 公社は、販賣人に対し、営業所及び貯蔵所の設備、備えて置くべき塩の種類及び数量、塩の保存方法その他塩の買受及び販賣に関する事項について、指示することができる。

2 公社は、販賣人の組織する団体又はその連合体に対し、塩の販賣業の健全な発達を図るために必要な事項を指示することができる。

3 第十三條の規定は、販賣人、その組織する団体又はその連合体に準用する。

(差益及び差損)

第三十七條 公社は、第二十八條第一項の賣渡價格を改定した場合において、現に販賣人の所有する塩から生ずる差益又は差損の全部又は一部を販賣人に納付させ、又は販賣人に対し拂戻すことができる。

3 販賣人は、賣渡價格の改定があつた場合においては、遅滞なくその改定があつたときにおいて所有する塩の品種別数量を公社に届け出なければならない。

(届出)

第三十八條 販賣人は、住所、氏名若しくは名称又は第二十四條第二項に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

2 販賣人は、その営業を廃止しようとするときは、その旨を公社に届け出なければならない。

(指定の取消及び販賣の差止)

第三十九條 公社は、販賣人が左の各号の一に該当するときは、販賣人の指定を取り消すことができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 この法律に基いて公社の指示した事項に従わないとき。

三 第二十五條第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。

四 正当の事由がなくて、引き続き三月以上営業をしないとき。

五 この法律に基く届出、報告又は帳簿に虚偽の記載があつたとき。

六 元賣人が正当の事由がなくて支拂期日を過ぎてなお塩の買受代金を完納しないとき。

3 第七條第三項及び第三項の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において「申請者」とあるのは「販賣人」と読み替へるものとする。

4 第十九條の規定は、第一項の指定の取消及び第二項の販賣の差止に準用する。

(廃業後の処分)

第四十條 販賣人がその指定を取り消され、又はその営業を廃止した際所有する塩は、公社の指示を受けなければ処分してはならない。

第五章 輸出

第四十一條 公社は、塩若しくはにがりを出し、又は輸出のためこれを賣り渡すことができる。

2 輸出のため公社から買ひ受けた塩又はにがりは、公社の許可がなければ輸出前に他に譲り渡し、又は消費してはならない。

3 公社は、必要があると認めるときは、第一項の規定により輸出のため塩又はにがりを賣り渡した者から、その賣り渡した塩又はにがりに関する報告を提出させることができる。

第六節 雜則

(所有等の制限)

第四十二條 何人も、この法律の規定により認められた場合を除く外、公社の賣り渡した塩又はにがりでなければ、所有し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し、正当の事由により所有し、又は所持する場合は、この限りでない。

除く外、公社は、前項に該当する物件を、公社の定めるところにより納付させることができる。この場合においては、他物を混和した塩又はにがりを除く外、第十五條第一項の規定を準用する。

(かん水の譲渡)

第四十三條 かん水は、塩又はにがりの製造者以外に譲り渡してはならない。但し、公社の許可を受けた場合においては、この限りでない。

2 かん水を塩及びにがりの製造用以外の用途に使用する場合は、公社の許可を受けなければならない。

3 公社は、塩の需給調整上特に必要があるときは、製造者に対しかん水の譲渡について必要な指示をすることができる。

4 公社は、かん水の譲渡價格を制限することができる。

(にかりの使用に関する報告)

第四十四條 公社は、必要があると認めるときは、大蔵省令の定める数量をこえて、公社からにがりを買ひ受けた者からその買ひ受けたにかりの使用に関し報告させることができる。

(立入検査)

第四十五條 公社は、その職員をして左に掲げる場所に立ち入り、塩、にがり、かん水器具機械帳簿又は書類を検査させることができる。

一 塩、にがり又はかん水の製造場又は貯蔵所

二 製造者、塩の再製若しくは加工の委託若しくは許可を受けた

者、塩若しくはにがりの輸入の委託を受けた者、販賣人、特別

價格で塩を買い受けた者若しくはその塩を所有し、若しくは使用する者、第二十九條第五項の規定による交付金を受け、若し

くは受けようとする者、輸出のため公社から塩を買い受けた者又は公社からにがりを買い受けた者の事務所、営業所、工場、

事業場又は倉庫
当該職員は、前項の規定による
立入検査をする場合においては、

保人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

三十七條第一項の規定により、公

第七條 國稅に次ぐものとする。

四十七條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四條の規定に違反して塩にがり若しくはかん水を製造し、又はこれらの製造の準備をした者

第二十三條第二項又は第五項の規定に違反して、塩若しくははにがりを販賣し、又はこれらの販賣の準備をした者

三 第三十四條第二項、第三十五條、第四十一條第二項又は第四十二條第二項

にかり若しくはかん水の製造又は塩の販賣を引き継いだ者

して製造を廃止した者
五 正当の事由がなくて、公社の

四 第十三條第二項（第三十六條第三項において販賣人に準用する場合を含む）、第三十七條第二項又は第四十二條第三項の規定

定による報告若しくは届出をせ
ず、又は虚偽の報告若しくは届

までの違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。

條まで（第五十條第三号及び第八号を除く）の罪を犯した者には、

合会に係るものを除く。は、それらの処分があつた日において、この法律に基いて公社がしたものとみなす。

旧法又はこれに基く命令による申請、再鑑定申立、申告、報

100

100

告、届出又は書類の提出は、この法律に基いて公社にされたものとみなす。

4 旧法若しくはこれに基く命令に基き、又は旧法若しくはこれに基く命令に基く政府の処分により、この法律施行の日以後において政府に納付すべき、又は政府から受領すべき代金、塩、にがりその他

の物は、それぞれ公社に納付し、又は公社から受領するものとす。この法律施行前に政府に納付すべきであつた、又は政府から受領すべきであつた物についても、同様とする。

5 この法律施行前に、旧法第十三條第二項の規定に基いて通知をし、まだ許可の取消をしていない場合においては、当該許可の取消については、同條の規定は、なお効力を有する。

6 この法律施行前に、旧法第十九條の規定に基いて特に定めた価格で塩を賣り渡した場合又は交付金の下付を受けることができる場合であつて、第二十九條の規定により特別価格で塩を賣り渡すことができない場合又は交付金の交付を受けることのできない場合については、旧法第十九條及び同條に基く命令の規定は、なお効力を有する。

7 旧法又はこれに基く命令に基いて処罰された者は、この法律に基いて処罰された者とみなす。

8 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 旧法の違反事件については、第

五十五條の例による。

10 旧法第三十八條において準用する國稅犯則取締法に基いてした処分は、この法律に基いて権限を有する公社の役員又は職員がしたものとみなす。

11 この法律施行前に、政府の賣り渡した塩及びにがりは、この法律により、公社の賣り渡したものとみなす。

12 第二十八條第二項の財政法第三條には、財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）が効力を有する間は、同法を含むものとする。

13 臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基いて塩の割当又は配給が行われている間は、第二十四條から第二十六條まで、第二十七條第二項及び第三項、第三十八條第一項（第二十四條第二項に関する部分に限る。）及び第三十九條の規定は、適用しない。

14 臨時物資需給調整法に基く命令により塩元賣業者若しくは塩小賣業者の登録を受けた者又はその取消を受けた者は、それぞれこの法律に基いて元賣業者若しくは小賣人の指定を受けた者又はその取消を受けた者とみなす。

15 旧法中塩業組合及び塩業組合連合会に関する規定並びに旧法第七條ノ十二に基く命令（塩業組合中央会に関する部分及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十四條各号に掲げる要件に於いて、触する部分を除く。）は、中小企業等協同組合に関する法律

が制定施行されるまでの間は、なお効力を有する。

16 前項の規定により効力を有する旧法の規定に基く塩業組合及び塩業組合連合会は、その規定が効力を有する間は、事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）第六條第一項第一号の団体とする。

17 左の勅令は、廃止する。

特別用塩規則（大正五年勅令第百九十七号）
塩業組合令（昭和十八年勅令第四百二二号）
塩專賣法臨時特例（昭和二十年勅令第七百二十九号）

18 廃止前の塩專賣法臨時特例第二條の規定に基いて、塩、にがり、又はかん水の製造の届出をし、この法律施行の際現にこれらを製造する者で、この法律施行後引き続きこれらを製造しようとするものは、この法律施行の日から一月以内に、第六條第一項の規定により公社に対し許可の申請をしなければならぬ。この場合においては、第七條第一項第四号及び第五号の規定は、適用しない。

19 公社は、前項の規定による申請に基き、第七條第一項第四号又は第五号の規定に該当する者に対しては、製造の許可をする場合においては、当該許可に一年の範囲内で期限を附することができる。

20 第十八項の規定により申請をすることが出来る者は、同項の期間内（同項の規定による申請をした場合は当該申請に基き公社の許可又は不許可の処分があるまで）は、この法律の規定にかかわらず、塩、

にがり又はかん水の製造をすることが出来る。

21 前項の規定により塩、にがり又はかん水を製造することが出来る者がその製造をすることが出来る期間内に製造した塩、にがり又はかん水については、なお従前の例による。但し、この場合においては、政府とあるのは公社とする。

22 事業者団体法の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号ロを次のように改める。

ロ 削除
第七條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 塩專賣法（昭和二十四年法律第 号）第十七條及び第三十六條第二項

23 公社は、大蔵大臣の定める期日までは、第三十二條の規定にかかわらず、元賣人及び小賣人の販賣価格を制限することができる。

24 前項の規定により制限された價格をこえて塩を販賣した元賣人又は小賣人は、十萬円以下の罰金に処する。

25 第五十三條及び第五十四條の規定は、前項の場合に準用する。

26 公社は、第二十三項の期日まで、元賣人以外のもの（第二十九條第一項に該当する者を除く。）に塩を賣り渡す場合においては、第二十三條の規定にかかわらず、第二十八條第一項の賣渡價格に公社の定める金額を加算した額の範囲内でこれを賣り渡すことができる。

復興金融庫に對する政府出資等に関する法律案
復興金融庫に對する政府出資等に関する法律
（復興金融庫に對する登録國債の交付）

第一條 政府は、復興金融庫法（昭和二十一年法律第三十四号）第四條第一項の規定による出資を登録國債の交付により行うことができる。但し、その金額は、六百二十四億六千七百萬円をこえてはならない。

2 前項の規定により出資のため交付する登録國債の交付價格、償還期限及び利率は、次の通りとする。

一 交付價格 額面百円につき百円
二 償還期限 十年
三 利率 年五分五厘

3 政府は、第一項の出資のため必要な金額を限り、昭和二十四年度において公債を発行することができる。

（復興金融庫の剰余金の國庫納付）
第二條 復興金融庫は、復興金融庫法第二十七條の規定にかかわらず、毎事業年度の剰余金を当該剰余金の生じた年度において國庫に納付しなければならない。但し、昭和二十四年度に限り、納付に關する支出予算額が当該納付額に對して不足するときは、その不足額は、翌々年度までに納付するものとする。

2 前項の剰余金の計算及び納付の手続については、政令で定める。

三

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

○中野政府委員 たいま議題となりました塩専賣法案について提案の理由を御説明いたします。

日本専賣公社法が第三回國會において可決せられ、本年六月十日から施行されることとなっておりますので、日本専賣公社法の実施に伴い、その根拠法である塩専賣法の改正を要する次第であります。

現行の塩専賣法は直接政府が専賣品の收納、販賣、取締り等の事業を行うことに規定してありますので、公法人である日本専賣公社をして専賣事業を行わせるためには、ほとんど各條において字句を修正する必要がありますことと、なおあわせて從來省令で規定されていた事項のうち、重要なものを法律の中に織り込むとともに、制度の民主化と法文の平易化をはかるため、全文改正を行うこととしたのであります。が、實質的には現行法にさしたる変更を加えていないのであります。

次に改正の要点について説明することといたします。まず現行法には明記してなかつたのであります。塩、にがり、かん水等の定義を第一條に明記して、専賣権の対象を明確にするとともに、第二條で専賣権の内容を詳細に規定いたしました。この専賣権は現在通り國に專屬するのであります。この権能を公社として行わしめることとし、現行法において政府の行つてゐる事項は、原則としてすべて公社をして行わしめるとする建前をとり、塩専賣法の実施機関としての日本専賣公社の

法律上の地位を、第三條で明記したのであります。

次に改正した主なる事項は、塩、にがりもしくはかん水の製造許可及び塩販賣人の指定につき、欠格條件を規定したこととあります。これらの規定は現行法では省令で規定されていたのであります。申請者が製造を許可されるか否か、または販賣人の指定をされるか否かは、申請者にとつて重大でありますので、欠格條件を明記して、これに該当しない場合において許可または指定することとした。しかし許可または指定製造者、指定された販賣人が許可または指定を取消される場合の條件及び手続を法律に規定して、國民の権利の保護をはかるのが適當と考えられますので、取消しの條件を詳細に規定し、また取消せうとする場合、釈明のための証拠を提出する機会を與える等の、保護規定を設けることといたしました。次に價格の決定についてであります。塩、塩及びにがりの收納價格は公社が決定し得るものと、塩及びにがりの公社の賣渡價格については、政府の認可を受けて公社が決定し得るものとしたのであります。

次に塩及びにがりの販賣に関する事項で、從來省令に委任していた規定中國民の權利義務に係る事項については、すべて法律に織り込むことといたしました。次に罰則について御説明いたします。現行法では五万円以下、三万円以下、一万円以下、五千円以下、千円以下の罰金の五段階となつておりますが、改正法では塩の生活必需品としての公益性にかんがみ、罰則を強化して

三年以下の懲役または三十万円以下の罰金、十万円以下の罰金、五万円以下の罰金の三段階とした次第であります。

國稅犯則取締法の運用については、現行法では財務局長、稅務署長または收稅官吏の職務を行う官吏は政令で定めたとありますが、改正法ではこれらの職務は、公社の總裁の推薦に基き、大蔵大臣が指定する公社の役員または職員が行うことといたしました。そして公社の役員または職員がこれらの職務を行う場合におきましては、大蔵大臣がこれを監督し、従つて國家賠償法の適用については、当該職務の遂行を國の公權力の行使として、当該役員または職員を國の公務員とすることとしたのであります。

なお塩業組合は中小企業協同組合法に基き組合に改組するを適當と認められますので、改正法では組合の組織條項を掲げないことといたしました。また自給製塩制度に関する規定は、塩需給の現状にかんがみ必要がないものと認めこれを廃止し、塩の製造はすべて許可制に改めました。ただ本法施行の日において現に自給製塩をしてゐるものについては、たとひその製塩設備及び製造能力が法定の許可條件に該当しないものであつても、本人が希望すれば一年以内に限り短期許可を與えて、製塩を繼續し得るような経過的措置を講ずることといたしました。

以上が本法案を上程いたしました理由並びに本法案の概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを切望する次第であります。次に煙草専賣法案について提案の理由を説明いたします。日本専賣公社法は第三回國會において

て可決せられ、本年六月一日から施行されることとなっておりますので、日本専賣公社法の実施に伴ひまして、その根拠法である煙草専賣法の改正を要する次第であります。現行の煙草専賣法は直接政府が専賣品の收納、製造、販賣、取締り等の事業を行うことに規定してありますので、公法人である日本専賣公社をして専賣事業を行わせるためには、ほとんど各條にわたり字句を修正する必要がありますことと、なおあわせて從來省令で規定されていた事項のうち、重要なものを法律の中に織り込むとともに、制度の民主化と法文の平易化をはかるため、全文改正を行うこととしたのであります。が、實質的には現行法にさしたる変更を加えていないのであります。

次に改正の要点について説明することといたします。まず現行法には明記してなかつたのであります。タバコ、葉タバコ、製造タバコ及び製造タバコ用巻紙の定義を第一條に明記して、専賣権の対象を明確にするとともに、第二條で専賣権の内容を詳細に規定いたしました。この専賣権は現在通り國に專屬するのであります。この権能を公社として行わしめることと

し、現行法において政府の行つてゐる事項は、原則としてすべて公社をして行わしめるとする建前をとり、タバコ専賣法の實施機関としての日本専賣公社の法律上の地位を、第三條で明記したのであります。

で規定され、または全然その規定を欠いていたのであります。申請者がタバコの耕作を許可されるか否か、小賣人の指定をされるか否か、または巻紙製造を許可されるか否かは、申請者の利害に係るものとなる大なるものがありますから、欠格條件を明記して、これに該当しない場合においては許可または指定をすることといたしました。しかし許可された耕作者、製造者、指定された小賣人が許可または指定を取消される場合の條件及び手続を法律に規定して、國民の権利の保護をはかるのが適當と考えられますので、取消しの條件を詳細に規定し、また取消せうとする場合、釈明のための証拠を提出する機会を與える等の保護規定を設けることといたしました。

次に價格の決定についてであります。葉タバコの收納價格及び製造タバコ用巻紙の收納價格は、公社が決定し得ることといたしました。製造タバコの販賣價格については、政府の認可を受けて公社が決定し得るものとしたのであります。が、財政法第三條では「専賣價格は法律または國會の議決に基いて定めなければならない」ことを規定してありますので、この場合財政法の適用に疑義が起らないように、明文をもつて財政法第三條の適用を妨げないものとした次第であります。

次に製造タバコまたは製造タバコ用巻紙の販賣に関する事項で、從來省令に委任していた規定中、國民の權利義務に係る事項については、すべて法律に織り込むことといたしました。次に賣渡代金の延納についてであります。現行法では賣渡代金の延納に

ついで、輸出用の葉タバコまたは製造タバコの賣渡しについてのみ認めることとし、省令で規定してあります。が、改正法では輸出のほか、小賣人に対する賣渡しの場合においても、特に必要があると認めるときは延納を許可することとし、法律に規定することとしたのであります。

次に罰則について御説明いたします。現行法では三年以下の懲役または五万円以下の罰金、三万円以下の罰金、一万円以下の罰金、五万円以下の罰金の四段階となつておりますが、改正法におきましては事責収入の確保をはかるため罰則を強化することとし、三年以下の懲役または三十万円以下の罰金、十万円以下の罰金、五万円以下の罰金の三段階とした次第であります。

國稅犯則取締法の準用については、現行法では財務局長、稅務署長または收稅官吏の職務を行ひ官吏は政令で定めたとありますが、改正法ではこれらの職務は、公社の總裁の推薦に基づき、大藏大臣が指定する公社の役員または職員が行ふこととしたしました。そして公社の役員または職員がこれらの職務を行う場合においては、大藏大臣がこれを監督し、従つて國家賠償法の適用については、当該職務の遂行を國の公權力の行使として、当該役員または職員を國の公務員とすることとしたのであります。

以上が本法案を提出いたしました理由並びに本法案の概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを切望する次第であります。次に復興金融庫に対する政府出資等に関する法律案提出の理由を御説明

申し上げます。

今回この法律を制定しようとしたします第一点は、昭和二十四年度において、復興金融庫に対し、六百二十四億六千七百七十九万円を限り、登錄國債の交付をもつて出資いたそうとする点であります。現在同金融庫の資本金は一千四百五十億圓(全額政府出資)で、うち二百五十億圓は出資債、一千二百億圓が資本金となつております。政府は、本年度におきまして、九百二十四億六千七百七十九万圓の出資いたすこととするため、現金出資分として三百億圓は予算に計上いたしておりますが、六百二十四億六千七百七十九萬圓は、この額の限度で登錄國債を發行し、その交付により出資することができるようになつております。

第二点は、同金融庫の毎事業年度の剰余金の國庫納付についてであります。同金融庫法の規定によれば、剰余金は復興金融委員會の承認を受け処分できることになつており、從來の例によりますれば、次年度に繰越し、これを新規資金に充當して参つたのであります。が、同金融庫は全額政府出資の法人であり、かつ今後の貸付金は回收金をもつてまかなうこととしたしたので、本年度からその剰余金は、國庫に納付しなければならぬこととしたのであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○官廳委員長代理 右三案を一括議題といたしまして、質疑に入りまします。質疑に入るに先だちまして、當委員會の

意向として、專賣局長官に二、三お伺いしたいと思ひます。

まず塩の賠償價格の引上げあるいは改訂ということについての構想がありましたら、お話を願ひたいと思ひます。現行の塩の賠償價格は、昨年七月労働賃金三千四百四十五圓の基礎の上に定められたものであります。塩一トン当り九千七百四十五圓一本建であります。しかるに現在これを実情に即しまして、製塩方法別に調査してみますと、生産原價は真空式製塩で一万二千三百八十八圓、蒸氣利用式製塩で一万三千二百六十六圓、平釜式製塩においては一万四千四百四十六圓となつております。このため業者は事業經營の收支の均衡が保てない。またたく營業の危機に當面してありますが、賠償價格引上げ改訂等についての御意見がありましたら、この際お漏らし願ひたいと思ひます。

○原田政府委員 塩の賠償價格の問題につきましましては、お話のように現在の九千七百四十五圓一本で買上げをいたしておるのであります。これは製塩用の燃料が御承知のように最近非常に供給が少いので、もしこれが相当豊富にありますれば、九千七百四十五圓でも相当豫算がとれるものと思ひます。が、現状は、昨年年度より少いような現狀であり、昨年度のような現狀ではかなり苦しかつたことと思ひます。

以上のような理由から、燃料の増配の面と、また一面賠償價格の改訂ということを考えて参つたわけでありまします。これはやはり生産量などのぐらゐになるかということが相当基礎になるのであります。昨年度は内地の製塩生産量を、予算の上におきまして

三十万トンに見ておりました。実績も大体三十万トン近く行つたので、本年度は四十万トンの生産を見込んでおりまして、これに対する燃料の配給も関係當局と打合せておるのであります。燃料の点につきましても昨年度に比べて、相当多くなる見込みであります。現に第一、四半期におきましては、相当やつておるような現狀であります。しかしそれによつても九千七百四十五圓は、ある程度改正しなくてはならぬという考えを持つておりました。現に先般成立いたしました予算におきまして、トン当りこれは平均いたしましての数字であります。一應一万一千圓という数字をあげておるのであります。それでただいまお話がありました製塩方法別に、賠償價格を設けるといふことは私も考えておりました。この予算の範囲内におきまして、製塩方法別に賠償價格をきめようと思ひまして、目下関係當局と折衝協議中でございます。

○官廳委員長代理 なお伺ひたいしますが、ただいま專賣局長官のお話で、いわゆる生産量の増加ということが必要であつて、そしてそれには燃料の關係が基礎的のものであるというように承つたのであります。そしてまた御説明の中に燃料の問題にも触れておつたのであります。昨年あたりの燃料の割當の現況は、御承知のように精炭がわずかに六千四百五十トン、格外炭が五万七千トン、亜炭が八万四千トン、こういう程度でありまして、この數量は從來の專賣製塩の生産力の四〇%を稼働するにすぎない、かような現狀でありまして、今年度の四十万トン生産、あるいは年間四十五万トンの生産を達成しようとするのに必要な量は、精炭で十九万四千トン、格外炭で二十八万トン、亜炭で十九万四千トン程度必要である、かように要望されておるのであります。この点につきましての本年度の御計画をお漏らし願ひたいと思ひます。

○原田政府委員 二十四年度の製塩用石炭の配當の計画は、一年間の全体の計画はまだつきりばしでおらないのであります。が、關係方面と當つての私どもの一應の案でありまして、かわるかわるはませんが、これを申し上げます。精炭が五万トン、格外炭が三十八万五千トン、亜炭が十五万三千トンであります。これは今申しましたように確定的な数字ではありません。私どもといたしましてはこれをなおできるだけふやしたいと思つて、今いろいろ研究をいたしておるのであります。このうち第一、四半期の数字を申し上げます。精炭が一万五千トン、格外炭が十一万五千五百トン、亜炭が四万五千九百トン、こういうことになつております。

○官廳委員長代理 なお一点伺ひますが、本年度においては製塩の企業は、合理化をはからなければならぬこととは、明らかな次第であります。これに必要な資金として設備資金で六億圓、運轉資金で四億圓、計十億圓が要望されておるのであります。が、塩業の性質から行きますと、從來から經營の中に利益を蓄積するという余裕はないように思ひます。結局合理化すべき資金は外部から注入されなければならぬ、かような現狀にあると思ひますので、この経営合理化のための所要資

金の千億円を具体化しまする増業金融の御構想がありましたら、この際御発表願いたいと思います。

○原田政府委員 金融の問題は私どもは直接の担当者ではありませんので、今はつきりしたことは申し上げられませんが、そういう状態でもないのではありませんが、私どもの考えておりますのは、お話のように現在の増業が相当苦しいことは認められるのであります。

○三宅則委員 ただいま政府の御説明がありましたが、この三法案に対しては、審議をどのくらいの日数で上げる御予定でありますか、それを一應聞いておきますことは、審議の上にもたいへん適当だと思いますが、いかがでございますか。

○宮樫委員長代理 きわめてすみやかに御審議をお願いしたいと存じております。

○三宅(則)委員 今委員長長の御発言によりまして、きわめてすみやかにということでありまして、私は毎回このことを委員会において発言するのであります。おおよそ法律案というものはなるべく早く出してもらわないと、きょう出してきょう審議せよということ、かなりあつたように考えます。もちろん向うの関係筋もあることでありますから、そうたくさん時間はどうかと思ひますが、少くとも二、三日前ぐらいに渡していただいて、われわれに審議の期間を與えてくださることを、特に私は委員長を通じて政府当局に申し上げたいと思ひます。

○宮樫委員長代理 ただいま三宅委員から御要望がありましたようですから、今後関係の法律案はなるべく早く委員会にお出しを願つて、十分審議の盡せる時間をお與えくださるよう、政府側においても御配慮をいただきましたと思ひます。

○三宅(則)委員 今委員長の御発言によりまして、きわめてすみやかにということでありまして、私は毎回このことを委員会において発言するのであります。おおよそ法律案というものはなるべく早く出してもらわないと、きょう出してきょう審議せよということ、かなりあつたように考えます。もちろん向うの関係筋もあることでありますから、そうたくさん時間はどうかと思ひますが、少くとも二、三日前ぐらいに渡していただいて、われわれに審議の期間を與えてくださることを、特に私は委員長を通じて政府当局に申し上げたいと思ひます。

○宮樫委員長代理 以上お尋ねいたしましたのは、当委員会としての増業に對する意向でございます。この点にお

きまして燃料と金融の問題につきましては、さらに商工省及び大蔵の關係當局の御出席を得まして、重ねて御協力的な御質問を申し上げたいと思ひます。が、他日にこれを留保いたします。各委員にも御了承願ひたいと思ひます。それでは各委員の質疑を許します。三宅君。

○三宅則委員 ただいま政府の御説明がありましたが、この三法案に対しては、審議をどのくらいの日数で上げる御予定でありますか、それを一應聞いておきますことは、審議の上にもたいへん適当だと思いますが、いかがでございますか。

○宮樫委員長代理 きわめてすみやかに御審議をお願いしたいと存じております。

○三宅(則)委員 今委員長の御発言によりまして、きわめてすみやかにということでありまして、私は毎回このことを委員会において発言するのであります。おおよそ法律案というものはなるべく早く出してもらわないと、きょう出してきょう審議せよということ、かなりあつたように考えます。もちろん向うの関係筋もあることでありますから、そうたくさん時間はどうかと思ひますが、少くとも二、三日前ぐらいに渡していただいて、われわれに審議の期間を與えてくださることを、特に私は委員長を通じて政府当局に申し上げたいと思ひます。

○宮樫委員長代理 ただいま三宅委員から御要望がありましたようですから、今後関係の法律案はなるべく早く委員会にお出しを願つて、十分審議の盡せる時間をお與えくださるよう、政府側においても御配慮をいただきましたと思ひます。

○三宅(則)委員 今委員長の御発言によりまして、きわめてすみやかにということでありまして、私は毎回このことを委員会において発言するのであります。おおよそ法律案というものはなるべく早く出してもらわないと、きょう出してきょう審議せよということ、かなりあつたように考えます。もちろん向うの関係筋もあることでありますから、そうたくさん時間はどうかと思ひますが、少くとも二、三日前ぐらいに渡していただいて、われわれに審議の期間を與えてくださることを、特に私は委員長を通じて政府当局に申し上げたいと思ひます。

○宮樫委員長代理 以上お尋ねいたしましたのは、当委員会としての増業に對する意向でございます。この点にお

きまして燃料と金融の問題につきましては、さらに商工省及び大蔵の關係當局の御出席を得まして、重ねて御協力的な御質問を申し上げたいと思ひます。が、他日にこれを留保いたします。各委員にも御了承願ひたいと思ひます。それでは各委員の質疑を許します。三宅君。

○三宅則委員 ただいま政府の御説明がありましたが、この三法案に対しては、審議をどのくらいの日数で上げる御予定でありますか、それを一應聞いておきますことは、審議の上にもたいへん適当だと思いますが、いかがでございますか。

○宮樫委員長代理 きわめてすみやかに御審議をお願いしたいと存じております。

○島村委員 ただいまの三宅委員の御発言はまことにごもつとも存じました。従つてしばらく審議期間を置いていただく意味におきまして、本日はこの程度で散会されんことを希望いたします。

○宮樫委員長代理 島村委員の御動議に御異議ありませんか。

○宮樫委員長代理 異議ないものと認めます。

○風早委員 今この三法案を一括してというお話がありました。煙草專賣法と増專賣法は一括でも別に異議はありませんけれども、復興金融庫の方は、別にしていただきたいというのが私の希望であります。特に復興金融庫の問題につきましては、まだ資料が非常に不足しております。私ども質問をしようにも質問の材料がないのであります。今日ここにかねて前國會で要求いたしました、復興金融庫の大口融資先の監査資料が開始しておりますが、これも実は三月三十一日までの期限でお願いしてあつたはずであります。たいへん遅れて今日出ておりますが、まだ大分内容が欠けております。たとへば石炭のごときは全然出ておらない。こういうのを早く出していただきまして、その上で審議をお始め願ひたいということをお願い申し上げます。

○宮樫委員長代理 ただいまの風早委員の御意向は了承いたしておきます。御趣旨のように專賣法と他の法律とは同時審議しないように、とりはからいをいたしたいと思ひます。

○内藤(友)委員 復興金融庫の資料ですが、最近二箇年間ぐらゐのバランスがほしいと思ひます。

○宮樫委員長代理 了承いたしました。それでは本日はこれをもつて散会いたします。

午前十一時二十五分散会